

税の申告

市・県民税、所得税の
税制改正のポイントと
よくある質問など

問い合わせ先
税務課課税係
☎(22)2111(内線225)

市・県民税の申告、所得税の確定申告の時期になりました。ここでは、平成26年度から適用される主な税制改正のポイントと、税に関する質問、申告相談の日程などをお知らせします。

税制改正のポイント

◆市・県民税の均等割の税率が変わります

東日本大震災からの復興を図ることを目的とした「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税および個人県民税の均等割額の標準税率が下表のように引き上げられます。

区分	改正前の税率 (平成25年度まで)	改正後の税率 (平成26年度～35年度)
市民税均等割	3,000円	3,500円
県民税均等割	1,500円	2,000円
合計額	4,500円	5,500円

※県民税の均等割には「長野県森林づくり県民税」として500円が含まれています

◆公的年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続の簡素化

公的年金を受給している方が日本年金機構などに提出する『扶養親族等申告書』に、寡婦(寡夫)の記載が追加されたことにより、寡婦(寡夫)控除の申告をしなくても、適用の有無が把握できるようになりました。

なお、『扶養親族等申告書』の提出時に寡婦(寡夫)の記載漏れなどがある場合は、税務署に確定申告書または市役所に市・県民税申告が必要で

◆ふるさと寄附金制度の見直し

地方公共団体に寄付(ふるさと寄附)を行った場合、2千円を超える額について、所得税および市・県民税から全額控除できる仕組みとなっています。しかし、平成25年から国税として復興特別所得税が課税されることに伴い、平成26年度から平成50年度までの市・県民税については、寄附金税額控除額の算定に用いる所得税の税率に、復興特別所得税率(2・1%)を乗じて得た率を加算することとされました。

よくある質問 Q&A

Q 所得税と市・県民税の違いは？

A 所得税は国に、市・県民税は毎年1月1日に住んでいる市と県に納める税金です。所得税はその年の所得に対して課税され、市・県民税は前年の所得に対して課税されます。また、各種所得控除額は、市・県民税の方が少額となります。

Q 転入、転出したときの市・県民税はどうなるの？

A 市・県民税は、1月1日現在居住していた市区町村で課税されます。そのため、平成26年1月2日以降に中野市外へ転出した場合、平成26年度の市・県民税は中野市に納めていただくこととなりますので、転出先の市区町村で課税されることはありません。

市・県民税の申告は、中野市に平成26年1月1日以前に転入した場合は中野市に、平成26年1月2日以降に転入した場合は転入前の市区町村にお願いします。

Q 確定申告が必要な人はどんな人？

A 所得税の場合、一定の要件を満たす給与所得者や事業所得者などは、確定申告の必要があります。なお、給与所得者は年末調整で過不足が精算されるので、通常は申告の必要がありません。

Q 収入がなくても申告が必要？

A 申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置や所得税課税証明書の発行、福祉サービスなどが受けられないことがありますので、市・県民税は、収入がない場合でも申告してください。

ただし、市内の親族に扶養されていて、その親族が申告や年末調整で扶養として届けていれば、申告は不要です。

Q 収入が公的年金だけでも申告が必要？

A 遺族年金や障害年金などは課税されない非課税所得のため、申告は不要です。また、平成23年分の所得から、年間の公的年金(老齢年金など)収入の合計額

が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告が不要になりました（所得税の還付を受けるために申告することとはできません）。

ただし、所得税の確定申告が不要でも、公的年金以外の所得や所得控除がある場合は、市・県民税の申告が必要な場合があります。

Q 本人が死亡した場合の市・県民税はどうなるの？

A 平成26年1月2日以降にお亡くなりになった場合は、平成26年度の市・県民税まで課税されます。この場合、相続人に納税義務が継承されます。

Q 妻がパートで働いているが課税されるの？

A 妻のパートの給与収入額が93万円を超え、妻に扶養控除やその他の所得控除がない場合は、市・県民税の均等割が課税され、さらに103万円を超えると、所得税が課税されます。

また、夫は妻のパートの給与収入額が103万円以下であれば、配偶者控除を、

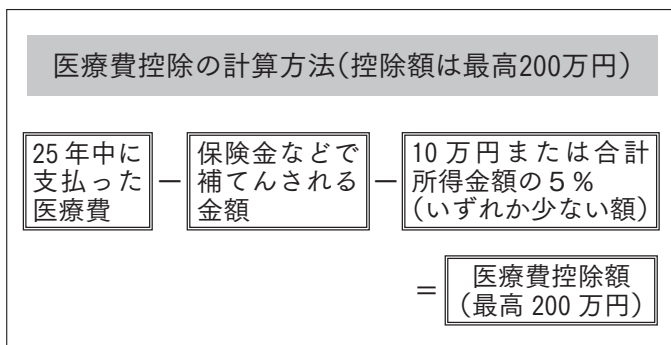
103万円を超え141万円未満の場合は、配偶者特別控除を受けられます。（配偶者特別控除の適用は、夫の合計所得額が1000万円以下である場合）
非課税の限度と配偶者控除等の適用の関係は左表のとおりです。

パート収入額	妻		夫	
	市・県民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
	均等割			
93万円以下		非課税	受けられる	受けられない
93万円超 100万円以下		非課税	受けられる	受けられない
100万円超 103万円以下		非課税	受けられる	受けられない
103万円超 141万円未満	課税	非課税	受けられる	受けられない
141万円以上	課税	課税	受けられない	受けられない

Q 医療費控除について教えてください

A 医療費控除とは

納税者本人や生計を一にする配偶者および親族の医療費を、納税者本人が負担した場合に、医療費控除の算式で計算した額を所得税から「控除」するものです。なお、実際支払った医療費が戻るものではありません。また、所得が無い場合は対象になりません。医療費控除の計算方法は、左記のとおりです。



Q 医療費控除の対象となるもの

- 医師の診療などを受けるために、直接必要なものに対する費用が、医療費控除の対象になります。
- 医師、歯科医師に支払った診療費と治療費
- 病院に支払った入院費や入院食費
- 治療、療養のための医薬品（薬事法で規定されるもの）、医療器具の購入費（病気の予防、健康増進のためのものは対象外）
- 治療のための、あん摩マッサージ指圧費、はり、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
- 医師などによる診察や治療を受けるために直接必要な義手、義足、松葉づえ、義歯、補聴器などの購入費
- 療養上の世話を受けるために保健師や看護師、または准看護師に支払った費用
- 出産の介助を受けるために助産師に支払った費用
- 通院費、医師の送迎費など（自家用車で通院するガソリン代は対象外）
- おむつ代（寝たきりの患者で約6カ月以上寝たき

り状態にあり、治療の上でおむつが必要と認められ、医師から「おむつ使用証明書」を受けたとき）
○ 介護保険制度で提供される一定の施設、居宅サービスを受けたとき（領収書に「医療費控除対象」と記載されているもの）
※保険金などで補てんされた金額は差し引かれます。

医療費控除の対象とならないもの
健康診断・人間ドック・予防接種・診断書などの費用、疲労回復や健康保持の目的で購入した栄養ドリンクやビタミン剤など、視力矯正のためのコンタクトレンズ・眼鏡代、医師の処方のない目薬や湿布など

医療費控除の手続き（申告方法）

申告の際に、医療費控除に関する事項を記載した申告書を提出してください。その際、明細書および医師が発行した領収書の原本を添付してください。
※医療費の明細書の記入がない場合は、申告を受けられない場合があります。